

技術管理者関係法令抜粋

水道法（昭和三十二年六月十五日法律第百七十七号）（抄）

（水道技術管理者）

第十九条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

- 一 水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査
- 二 第十三条第一項の規定による水質検査及び施設検査
- 三 給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基く政令で定める基準に適合しているかどうかの検査

四 次条第一項の規定による水質検査

五 第二十一条第一項の規定による健康診断

六 第二十二条の規定による衛生上の措置

七 第二十三条第一項の規定による給水の緊急停止

八 第三十七条前段の規定による給水停止

3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

水道法施行令（昭和三十二年十二月十二日政令第三百三十六号）（抄）

（水道技術管理者の資格）

第六条 法第十九条第三項（法第三十一条 及び第三十四条第一項 において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 第四条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者
- 二 第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 厚生労働省令の定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 簡易水道又は一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、前項第一号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第二号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第三号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。